

平成25年3月7日（木）

**日程第49 議案第48号 市道路線の認定について**

○議長（井上勝彦君）日程第49 議案第48号市道路線の認定について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第48号については、経済建設委員会に付託いたします。

**日程第50 議案第49号 財産の譲与について**

○議長（井上勝彦君）日程第50 議案第49号財産の譲与について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第49号については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第49号 財産の譲与についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**日程第51 議案第50号 公の施設の指定管理者の指定について**

○議長（井上勝彦君）日程第51 議案第50号公の施設の指定管理者の指定について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）ここでは、指定する期間は1年となっているんですけども、文化スポーツ振興公社の産業文化会館の指定は5年となっているんですけども、この違いというのはどういうところに理由があるんですか。

○議長（井上勝彦君）経済部長。

○経済部長（浦 彰伸君）本指定管理者の指定についての内容でございますけれども、当指定管理につきましては、農業ふれあい公園、俗に言う「やっちゃん広場」を、紀北川上農業協同組合に指定をするという形での内容になってございます。

それとあわせて、当地は平成12年に県から無償で譲渡を受けた用地でございまして、平成14年4月1日から10年間については、公

園敷地の用途として供しなさいという契約書を交わしてございます。そういった意味合いで、ちょうど平成14年4月1日から10年間といたしましたら、平成25年ということになりますので、残りあと1年ということになりますので、1年間での指定管理を考えておるところでございます。

○議長（井上勝彦君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第50号については、経済建設委員会に付託いたします。

---

日程第52 議案第51号 橋本周辺広域市町村圏組合規約の一部を改正する規約について

○議長（井上勝彦君）日程第52 議案第51号 橋本周辺広域市町村圏組合規約の一部を改正する規約について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第51号については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）討論がないようですので、

討論を終結いたします。

これより議案第51号 橋本周辺広域市町村圏組合規約の一部を改正する規約についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第53 議案第52号 橋本市・高野町・伊都消防組合消防通信指令事務協議会規約の制定に関する協議について

○議長（井上勝彦君）日程第53 議案第52号 橋本市・高野町・伊都消防組合消防通信指令事務協議会規約の制定に関する協議についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）63ページの、地方自治法第252条の2第1項という内容と、それと関係地方公共団体、これも通信指令事務をやるという体制ができているということを前提とした協議会ですか。それとも、体制をつくるんだという協議会ですか。それとも両方やっていくということなんでしょうか。

○議長（井上勝彦君）消防長。

○消防長（大谷 明君）地方自治法第252条の2第1項につきましては、普通地方公共団体は、協議により規約を定めて協議会を設けることができるというふうに規定されております。なお、この同上第3項において、第1項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならないということで、今回、上程させてもらっております。

それと、今現在その体制ができているのかという質問なんですけども、この協議会をつくりまして、そして、そこで体制をつくっていくというふうになります。

以上です。

○議長（井上勝彦君）ほかにありませんか。

1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）そしたら、第1条で、4行目なんですけども、「消防通信指令施設において行う消防通信指令に関する事務を共同して管理し、及び執行することを目的とする。」となっているので、体制をつくるということは、ここに入っていないんですけどね。「この協議会は」というところで、もう既にできたことを前提として、事務を共同して管理して、執行するということからすれば、体制がもうできていることを前提をしたように解釈できるんですけども、そうではないんですか。

○議長（井上勝彦君）消防長。

○消防長（大谷 明君）今回の事務の協議会につきましては、財産及び職員は持てないことになっております。ですから、その指令装置とハード面におきましては、地方関係団体において整備をしていただくと。その管理及び執行、119番の受信とか、そして出動命令とか、そういうことをこの協議会でやっていくというふうなことになっております。

○議長（井上勝彦君）ほかにありませんか。

17番 松本君。

○17番（松本健一君）この協議会の取り組みは、去年からようやく消防行政の広域化につながる部分で、まだ緒についたばかりのことだと思いますけれども、これからめざすべきは、できる限り効率の良い、市の中で二つに分かれているような消防行政を解消していくということが、遠くの目標として必要だと思います。そういった過程において、今回のこれだけで終わることのないように、改めてこ

の協議だけじゃなく、広域化も前に進めていただきたいと思いますけれども、その点に関して、今ご答弁いただける範囲だけで結構ですので、一言いただければと思います。

○議長（井上勝彦君）消防長。

○消防長（大谷 明君）確かに、この指令業務の共同運用だけにとどまらず、この地域の消防の広域化というのは私の目標なんですけども、皆さんよく知っておられるとおりなので、現在はこの指令の共同運用、これを行うことによって、今現在、高野口との変則体制があります。それにつきましても、一つの指令室で受けるということで、今まで高野口で火災があっても橋本消防ではなかなかその火災の概要というのは把握できなかったんですけども、そういう問題が一部ですけども解決していくと。そういう面もあります。ですから、今後とも粘り強く広域化についても交渉していきたいと、そのように思っています。

以上です。

○議長（井上勝彦君）17番 松本君。

○17番（松本健一君）改めてお願いいたします。それと同時に、今回はデジタル無線化を控えてということですよ。デジタル無線のいいところというのは、発信者と受信者がかなりクリアな音で聞こえる。それと、ほかにその受信ができないようになるというメリットがあると。ただ、ほかに聞けないということは、警察であれ、例えば広域でどこかに緊急援助というか、そういったところに行ったときに、共通のデバイスでなくなる可能性があるもので、その点に関しては、今持ってらっしゃる情報で、こういったデジタル無線に関しての共同使用、ほかの自治体との共同使用というところは、どのような状況を把握されているのでしょうか。

○議長（井上勝彦君）消防長。

○消防長（大谷 明君）消防救急無線のデジ

タル化も同時に進んでいるわけなんですけども、他の自治体との通信については、消防無線によりましては、県内でしたら統一波というのがありまして、県内でしたら県内共通波、全国でしたら全国の共通波がありますので、緊急消防援助隊に出動した場合には、全国の共通波、3波あるんですけども、それに対応するようになっております。

以上です。

○議長（井上勝彦君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第52号については、総務委員会に付託をいたします。

先ほどの松浦議員の質問、議案第50号についての訂正の答弁がございます。

経済部長。

○経済部長（浦 彰伸君）大変失礼しました。公の施設の指定管理者の指定の議案のところでございまして、県から無償譲渡を、平成14年の4月1日から10年間というふうにお話させていただきましたけれども、変更契約がありまして、平成15年の12月26日に変更契約をしております。それから10年間は公園敷地として利活用するという形になってございますので、平成25年の12月26日までは公園敷地として管理をしていくということでございますので、最短の指定管理1年間ということで想定しておるところでございます。

大変失礼しました。

○議長（井上勝彦君）それでは、答弁の申し入れについてを終わります。

---

日程第54 選第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（井上勝彦君）日程第54 選第1号 人権擁護委員候補者の推薦について を議題と

いたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております選第1号については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより選第1号 人権擁護委員候補者の推薦について を採決いたします。

本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ご異議なしと認めます。

よって、本件はこれに同意することに決しました。

---

日程第55 選第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（井上勝彦君）日程第55 選第2号 人権擁護委員候補者の推薦について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）質疑がないようですので、

で、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております選第2号については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君)ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君)討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより選第2号 人権擁護委員候補者の推薦について を採決いたします。

本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君)ご異議なしと認めます。

よって、本件はこれに同意することに決しました。

---

#### 日程第56 選第3号 橋本市教育委員会委員の任命について

○議長(井上勝彦君)日程第56 選第3号 橋本市教育委員会委員の任命について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君)質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております選第3号については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君)ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君)討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより選第3号 橋本市教育委員会委員の任命について を採決いたします。

本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君)ご異議なしと認めます。

よって、本件はこれに同意することに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

(午後3時13分 休憩)

○議長(井上勝彦君)ただ今、橋本市教育委員会委員の任命について同意されました米田恵一氏から発言の申し出がありますので、発言を許します。

〔教育委員会委員(米田恵一君)登壇〕

○教育委員会委員(米田恵一君)皆さま、こんにちは。ただ今ご紹介いただきました米田恵一と申します。

先ほどの議会で、私の橋本市教育委員就任に関するご同意をいただきまして、ありがとうございました。

一言、ごあいさつ申し上げます。

今、教育現場で一番関心が向けられているのは、いじめ問題であります。いじめが初めて社会問題になった85年、当時の文部省の検討会議は、学校内の問題を隠すことなく、家庭や地域に向けて学校を開くよう求めましたが、その後、教育現場では閉鎖性を改善でき

たのでしょうか。また、橋本市においてはどうかだったのでしょうか。現状を憂い、先月には、政府の教育再生実行会議により、いじめと体罰問題に関する5項目の第一次提言が提出されました。これを受け、政府はスピード感をもって取り組むとのことで、いじめ対策の法案は議員立法でもって今国会に提出され、成立の見通しと伺っております。

ただ、中学生がいじめを受けて自殺した問題を調べた大津市の第三者調査委員会は、学校を責めるばかりでは再発防止にはならないと報告もしております。授業、生徒指導、保護者対応、事務作業に追われれば、子どもとなかなか向き合えない。いじめを見過ごすことはどこの学校でもあり得ると。橋本市も例外ではありません。いじめに気づき、いじめを解決する過程で、子どもたちを成長させていくことが教師の務めと言われております。日々の仕事に追われ、いじめに気づきにくくなっているのなら、多忙化解消が求められます。具体的には作業量の見直しや、人員増、少人数学級などが考えられます。

教育は将来への投資であります。地元橋本市はもとより、国際社会発展に対する大切な投資であります。子どもの教育現場には関係の薄かった私ではございますが、それゆえにニュートラルな立場で向き合えるのではないかと考えております。

まだまだ未熟者ではございますが、少しでもご奉仕することができれば、この上ない幸せと考えてございます。これから一生懸命勉強してまいり所存でございますので、皆さま方のご支援、ご指導、よろしくお願い申し上げます。

本日はどうもありがとうございました。

(午後3時40分 再開)

○議長(井上勝彦君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、報告いたします。

先ほど設置されました平成25年度予算審査特別委員会委員長に松浦健次君、副委員長に中本浩精君がそれぞれ選出されました。

以上で報告を終わります。

日程に従い、議案審議を行います。